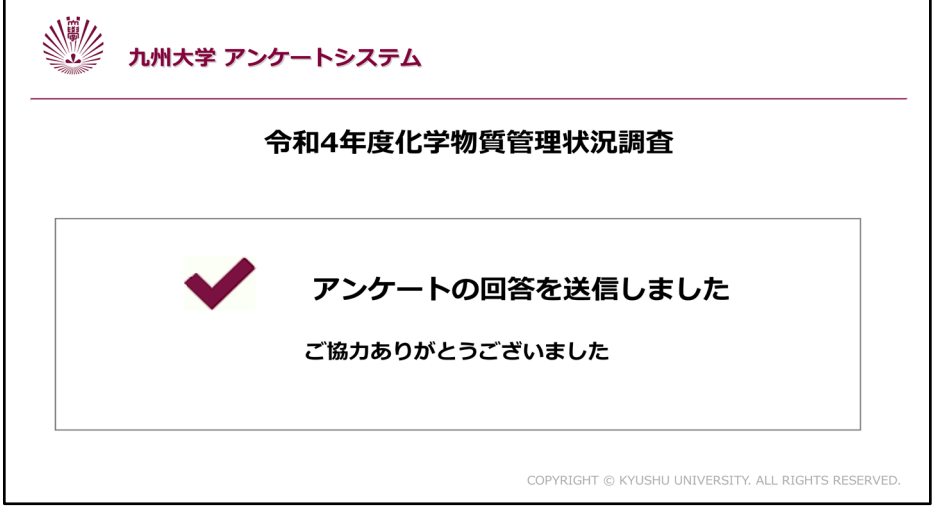
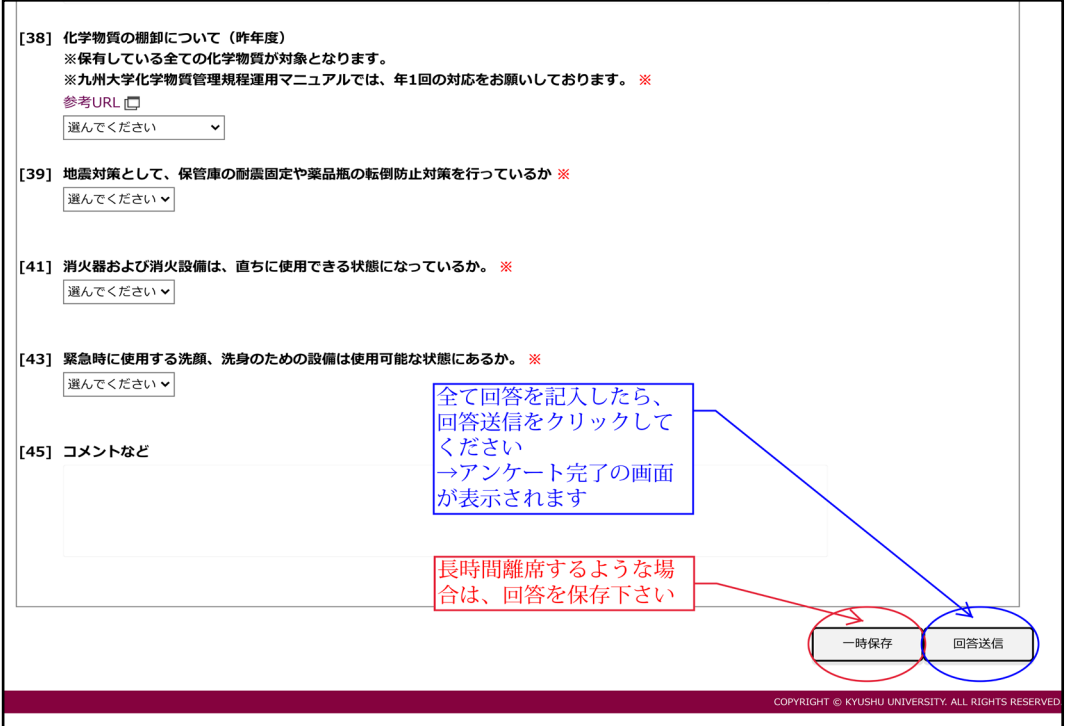


# 化学物質の使用および管理の状況に関する調査 Q&A

2023.11.29

※下記Q&Aで不明な点については、環境安全センター（2591）もしくは環境安全管理課（2074）にお問い合わせください。

No	質問	コメント
<b>【共通】</b>		
共通1	調査回答後、きちんと送信できたか分からない	<p>回答ボタンをクリックすると、下記のような画面が表示されます。この画面が表示されず再ログインの画面になってしまった場合は、ログアウトにより回答できていない可能性があります（共通2参照）。</p> 
共通2	回答中、長時間離席すると再ログインになってしまった	<p>調査開始時にSSO-KIDでの認証を行っているため、「何もしない」状態が30分以上続くと、セッションアウトとなり再ログインとなってしまいます。回答を保存していない場合は記入内容が消えてしまうため、例えば下記のような対応をお願いいたします。</p> <p>①事前に回答を準備しておき、回答を行う。 ②長時間離席する場合は、回答の一時保存を行う。</p> 

# 化学物質の使用および管理の状況に関する調査 Q&A

2023.11.29

※下記Q&Aで不明な点については、環境安全センター（2591）もしくは環境安全管理課（2074）にお問い合わせください。

No	質問	コメント
【化学物質全般について】		
[1]	研究室等整理番号を記入してください。	化学物質管理システムをご利用の際に、記入している6桁の番号となります。 ※整理番号は、IASOやケミカルデザインのログインIDと同様です。 不明であれば、環境安全センター(2591)までお問い合わせください。
[2]	部局名称を選択してください。	研究室整理番号を元に、プルダウンから部局にあたるものを選択してください。 ※（例）研究室整理番号の頭文字二桁が「11」であれば「医局」 ※（添付資料①）研究室一覧表に記載している部局 不明であれば、環境安全センター(2591)までお問い合わせください。  (選択肢) (整理番号11****) 医学、(整理番号12****) 歯学、(整理番号13****) 薬学、 (整理番号14****) 医学保健、(整理番号15****) 生医研、(整理番号21****) 病院、 (整理番号23****) 別府病院、(整理番号24****) システム生命化学、 (整理番号31****、32****、39****、) 工学系、(整理番号41****、49****) 理学系、 (整理番号51****、59****) 農学系、(整理番号6202**) 比文系、 (整理番号6203**) 基幹教育院、(整理番号63****) 文系、人間環境学、 (整理番号65****) 芸術工学系、(整理番号71****) 総理工、 (整理番号72****) 応力研、(整理番号73****) 先導研（筑紫、伊都）、 (整理番号79****) 筑紫 センター他、(整理番号91****) 農場、演習林、 (整理番号94****) 事務局、(整理番号9503,9504,9505**) 先端医療イノベ、 (整理番号95****) エネルギー研究教育機構、 (整理番号9511**) 高等研究院、水素I系、水素材料、(整理番号9512**) 最先端有機光、 (整理番号9601**) I2CNER、(整理番号9602**) NEXT-FC、 (整理番号9603**) 決断科学センター、(整理番号9604**) 次世代エミッションテクノロジー
[3]	化学物質を所持していますか？	(選択肢) ①はい ②いいえ
[4]	化学物質管理支援システムに登録されているグループ名称が、研究室名称と異なる場合は記載ください。	・化学物質管理支援システムに登録されているグループ名称が、現時点の研究室名称と違う場合は正しい名称をご記入ください。記載が正しい場合は記入不要です。 ・IASOの場合「DATA MANAGER」→「INFO」→「グループ情報」で確認が可能です。  
[5]	化学物質取扱責任者を訂正したい場合は記入ください	化学物質取扱責任者：部局長が研究室等ごとに置く、化学物質を取り扱う教員のうちから選ばれた責任者のこと
[6]	化学物質取扱責任者の全学メールアドレスを記入ください。	環境安全センターからの連絡時に使用いたします
[7]	化学物質を取扱う教職員数をお答えください。	
[8]	同じく、学生、院生、研究員（教職員以外）の人数をお答えください。	
[9]	保有する化学物質の本数	化学物質管理支援システムに登録している対象物数となります。

# 化学物質の使用および管理の状況に関する調査 Q&A

2023.11.29

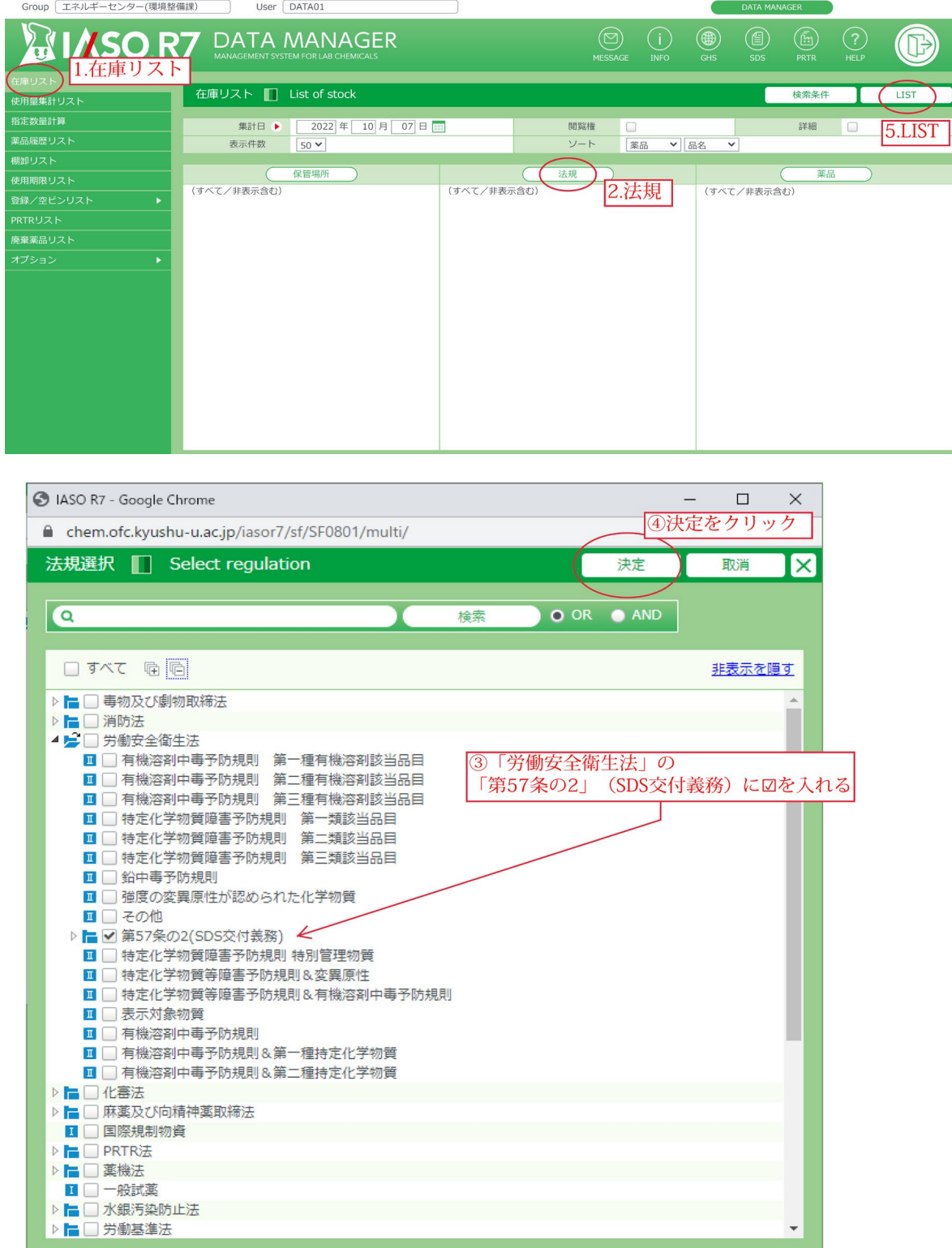
※下記Q&Aで不明な点については、環境安全センター（2591）もしくは環境安全管理課（2074）にお問い合わせください。

No	質問	コメント
[10]	化学物質管理支援システムは何を利用しているか	学内にて化学物質を利用する際は、システムに登録し管理する必要があります。 使用しているシステムを選択してください。 (選択肢) ①IASO ②ChemicalDesign ③その他 ([11]自由記入欄に進む)
[11]	「その他」を選択した場合は、記入してください	上記設問にて「その他」を選択した場合、内容をお答えください。
[12]	化学物質管理支援システムに登録し、固定番号やバーコードを貼付していますか。	管理のため、現物への添付をお願いしています。IASOでは登録の際に固定番号が発行され、バーコードで出力できます。 (選択肢) ①添付している ②添付していない ③その他 ([13]自由記入欄に進む)
[13]	「その他」を選択した場合は、記入してください	上記設問にて「その他」を選択した場合、内容をお答えください。
[14]	化学物質の棚卸（昨年度）の実施について教えてください。	少なくとも年1回は実施しなければなりません。 (選択肢) ①実施した ②毒物・劇物のみ実施した ③行っていない
<b>【毒物・劇物について】</b>		
[15]	毒物・劇物を所持していますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「毒物及び劇物取締法」にて規制されているものを指します。 <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000303">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000303</a></li> <li>・IASOの場合「DATA MANAGER」→「在庫リスト」→「法規」→「毒物及び劇物取締法」→「LIST」で確認が可能です</li> </ul> (選択肢) ①はい ②いいえ
		
[16]	保有する毒物・劇物の本数を確認し、本数をお答えください。	上記方法にて算出した本数を記入してください。
[17]	毒物・劇物の使用量について、どのように管理していますか。	(選択肢) ①システムに入力している ②システムに入力し、かつ記録簿に入力している ③一般試薬と同様に本数管理している ④その他 ([18]自由記入欄に進む)
[13]	「その他」を選択した場合は、記入してください	上記設問にて「その他」を選択した場合、内容をお答えください。
[19]	毒物・劇物は一般薬品とは別の保管庫に保管し、区別して管理していますか。	(選択肢) ①はい ②いいえ

# 化学物質の使用および管理の状況に関する調査 Q&A

2023.11.29

※下記Q&Aで不明な点については、環境安全センター（2591）もしくは環境安全管理課（2074）にお問い合わせください。

No	質問	コメント
[20]	毒物・劇物は金属製の鍵付き保管庫に保管していますか。	(選択肢) ①はい ②いいえ
[21]	毒物、劇物の保管庫に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をしていますか。	(選択肢) ①はい ②いいえ
[22]	毒物・劇物の保管庫に管理責任者の氏名が表示されていますか。	(選択肢) ①はい ②いいえ
[23]	毒物・劇物の保管庫に転倒防止措置を行っていますか？	飛散・漏れ等に対する措置を行う義務があります。（毒物及び劇物取締法 他） (選択肢) ①はい ②いいえ
【リスクアセスメントについて】		
[24]	リスクアセスメント対象物を所持し、かつ使用していますか。	IASOの場合「DATA MANAGER」→「在庫リスト」→「法規」→「労働安全衛生法」→「第57条2(SDS交付義務)を☑」→「決定」→「LIST」で確認が可能です (選択肢) ①はい ②いいえ  
[25]	リスクアセスメント対象物質の本数を確認してください。	上記方法にて算出した本数を記入ください。

# 化学物質の使用および管理の状況に関する調査 Q&A

2023.11.29

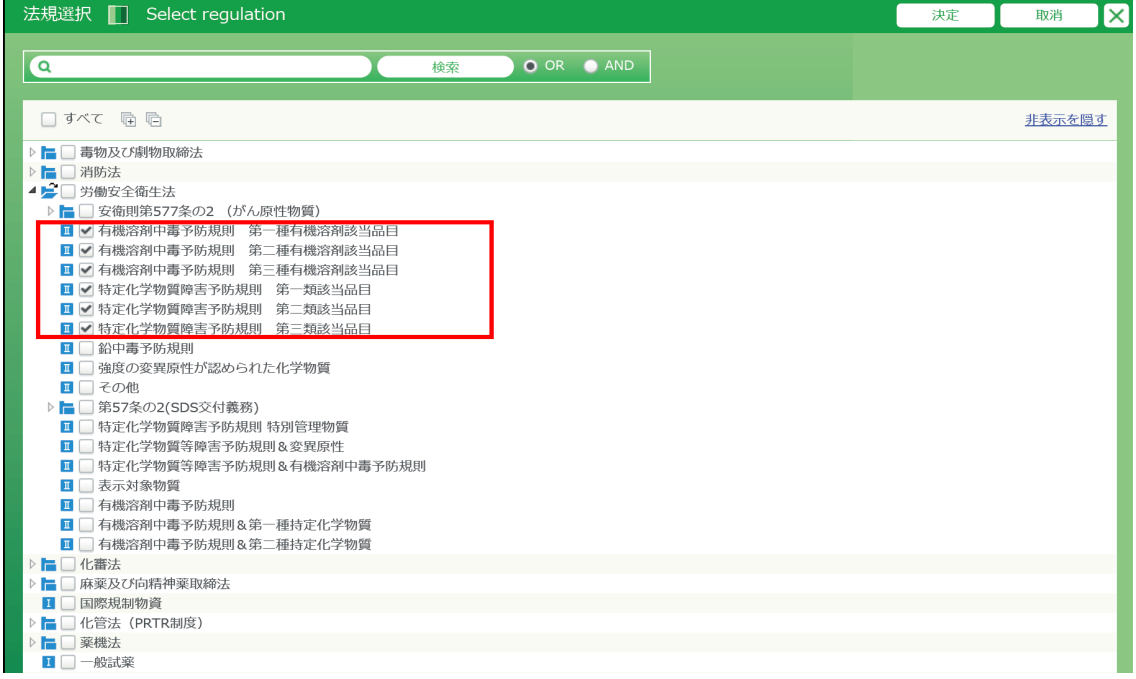
※下記Q&Aで不明な点については、環境安全センター（2591）もしくは環境安全管理課（2074）にお問い合わせください。

No	質問	コメント
[26]	リスクアセスメントの評価方法を教えてください。	<p>・リスクアセスメントは、安衛法第 57 条の 3 第 1 項に基づき実施する必要があります。 「九州大学化学物質の使用に関するリスクアセスメントの実施指針」をご確認ください。 ・下記、環境安全センターのホームページにて上記資料を確認できます。 <a href="https://ces.kyushu-u.ac.jp/management/">https://ces.kyushu-u.ac.jp/management/</a></p> <p>（選択肢）</p> <p>①ピクト法 ②コントロールバンディング ③筑紫地区のエクセル法 ④クリエイトシンプル ⑤「汎用試薬のリスクアセスメント実施結果」を使用 ⑥その他→ 設問[27]を表示</p>
[27]	「その他」を選択した場合は、記入してください	上記設問にて「その他」を選択した場合、内容をお答えください。
[28]	リスクアセスメント結果で示された条件を守り実験していますか。	<p>（選択肢）</p> <p>①はい ②いいえ→ 設問[29]を表示</p>
[29]	「その他」を選択した場合は、記入してください	上記設問にて「その他」を選択した場合、内容をお答えください。
[30]	リスクアセスメント結果はどのように保存していますか。	<p>リスクアセスメント結果は、一定期間保存する義務があります。</p> <p>（選択肢）</p> <p>①電子データで保存している ②印刷し紙で保存している ③電子データ及び紙で保存している ④その他→ 設問[31]を表示</p>
[31]	「その他」を選択した場合は、記入してください	上記設問にて「その他」を選択した場合、内容をお答えください。
[32]	リスクアセスメントの結果を化学物質取扱者全員に周知していますか	<p>リスクアセスメントの結果は、化学物質取扱者全員に周知する必要があります。</p> <p>（選択肢）</p> <p>①はい ②いいえ</p>
[33]	皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚吸収性がある化学物質を取扱う際に、適切な保護具等を使用していますか。	<p>健康障害を引き起こしうるため、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を使用せねばなりません。</p> <p>（選択肢）</p> <p>①はい ②いいえ</p>

# 化学物質の使用および管理の状況に関する調査 Q&A

2023.11.29

※下記Q&Aで不明な点については、環境安全センター（2591）もしくは環境安全管理課（2074）にお問い合わせください。

No	質問	コメント
【有機溶剤や特定管理物質について】		
[34]	有機溶剤や特定管理物質を所持していますか。	<p>IASOの場合、「DATA MANAGER」→「在庫リスト」→「法規」→「有機溶剤中毒予防規則」及び「特定化学物質障害予防規則」で確認が可能です。</p> <p>（選択肢）</p> <p>①はい</p> <p>②いいえ</p> 
[35]	作業環境測定を実施し、結果を化学物質取扱者全員に周知していますか	<p>有機溶剤第1,2種（有機則）、特定化学物質第1,2類を使用する場合、作業環境測定が必要です。また第2区分や第3区分となった場合は、関係者に周知しなければなりません。</p> <p>（選択肢）</p> <p>①はい</p> <p>②いいえ</p>
[36]	局所排気装置（ドラフトなど）の自主定期点検について、実施状況をお答えください。	<p>・有機溶剤第1,2,3種（有機則）、特定化学物質第1,2類を使用する場合、局所排気装置が必要となり労基署に届出を提出しなければなりません。</p> <p>・届出しているものは、1年以内ごとに定期自主検査を行う必要があります（労働安全衛生法第45条、同施行令第15条の9、他）</p> <p>（選択肢）</p> <p>①研究室にて実施している</p> <p>②事務にて実施している</p> <p>③実施していない</p>
[37]	実験室に、特定化学物質使用及び有機溶剤使用の注意事項、有機溶剤区分等の表示を行っていますか。	<p>「名称」「有機溶剤等の区分」「人体に及ぼす作用」「使用上の注意」「保護具」「応急処置」等を表示する必要があります。</p> <p>（選択肢）</p> <p>①はい</p> <p>②いいえ</p>

# 化学物質の使用および管理の状況に関する調査 Q&A

2023.11.29

※下記Q&Aで不明な点については、環境安全センター（2591）もしくは環境安全管理課（2074）にお問い合わせください。

No	質問	コメント																																																																																																																																																								
【危険物（消防法）について】																																																																																																																																																										
[38]	消防法上の危険物を所持していますか。	<p>※「消防法」にて規制されているものを指します。</p> <p>※IASOの場合、「DATA MANAGER」→「在庫リスト」→「法規」→「消防法」で確認が可能です。</p> <p>(選択肢)</p> <p>①はい</p> <p>②いいえ</p>																																																																																																																																																								
[39]	消防法上の危険物は、どこで保管していますか。	<p>(選択肢)</p> <p>①危険物取扱貯蔵所</p> <p>②危険物取扱貯蔵所及び研究室（設問40へ）</p> <p>③研究室（設問40へ）</p>																																																																																																																																																								
[40]	研究室に保有している危険物（消防法）の、指定数量倍数をお答えください。	<p>危険物を研究室で保管する場合、指定数量倍数0.2を超えて保管することはできません。超える場合は危険物貯蔵所に移す必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物保管量が最も多い研究室の「指定数量倍数」をお答え願います。</li> <li>危険物の貯蔵・取扱い量(L)÷危険物の指定数量(L) = 指定数量の倍数</li> <li>IASOの場合「DataManager」→「指定数量計算」でも算出可能です。</li> </ul>  <p>指定数量計算 / Specified quantity</p> <p>指定数量倍数 0.1294 / 0.2 (合計値 / 基準値)</p> <p>グループ名: [REDACTED] 集計日: [REDACTED] 保管場所: [REDACTED]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法規</th> <th>貯蔵量</th> <th>指定数量</th> <th>倍数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第一類</td><td></td><td>倍数:</td><td>-</td></tr> <tr><td>第一種酸化性固体</td><td>-</td><td>50kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第二種酸化性固体</td><td>-</td><td>300kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第三種酸化性固体</td><td>-</td><td>1,000kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第二类</td><td></td><td>倍数:</td><td>-</td></tr> <tr><td>酸化りん</td><td>-</td><td>100kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>赤りん</td><td>-</td><td>100kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>硫黄</td><td>-</td><td>100kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>鉄粉</td><td>-</td><td>500kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第一種可燃性固体</td><td>-</td><td>100kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第二種可燃性固体</td><td>-</td><td>500kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>引火性固体</td><td>-</td><td>1,000kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第三類</td><td></td><td>倍数:</td><td>-</td></tr> <tr><td>カリウム</td><td>-</td><td>10kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>ナトリウム</td><td>-</td><td>10kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>アルキルアルミニウム</td><td>-</td><td>10kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>アルキルリチウム</td><td>-</td><td>10kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>黄りん</td><td>-</td><td>20kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第一種自然発火性物質および禁水性物質</td><td>-</td><td>10kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第二種自然発火性物質および禁水性物質</td><td>-</td><td>50kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第三種自然発火性物質および禁水性物質</td><td>-</td><td>300kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第四類</td><td></td><td>倍数:</td><td>0.1294</td></tr> <tr><td>特殊引火物</td><td>-</td><td>50L</td><td>-</td></tr> <tr><td>第一石油類 非水溶性液体</td><td>23.724L</td><td>200L</td><td>0.1186</td></tr> <tr><td>第二石油類 水溶性液体</td><td>3.050L</td><td>400L</td><td>0.0076</td></tr> <tr><td>アルコール類</td><td>1.000L</td><td>400L</td><td>0.0025</td></tr> <tr><td>第三石油類 非水溶性液体</td><td>0.442L</td><td>1,000L</td><td>0.0004</td></tr> <tr><td>第四石油類 水溶性液体</td><td>0.500L</td><td>2,000L</td><td>0.0003</td></tr> <tr><td>第五石油類 非水溶性液体</td><td>-</td><td>2,000L</td><td>-</td></tr> <tr><td>第六石油類 水溶性液体</td><td>-</td><td>4,000L</td><td>-</td></tr> <tr><td>第七石油類</td><td>-</td><td>6,000L</td><td>-</td></tr> <tr><td>動植物油類</td><td>-</td><td>10,000L</td><td>-</td></tr> <tr><td>第五類</td><td></td><td>倍数:</td><td>-</td></tr> <tr><td>第一種自己反応性物質</td><td>-</td><td>10kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第二種自己反応性物質</td><td>-</td><td>100kg</td><td>-</td></tr> <tr><td>第六類</td><td></td><td>倍数:</td><td>-</td></tr> <tr><td>酸化性液体</td><td>-</td><td>300kg</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>これらの数字が指定数量倍数となります</p>	法規	貯蔵量	指定数量	倍数	第一類		倍数:	-	第一種酸化性固体	-	50kg	-	第二種酸化性固体	-	300kg	-	第三種酸化性固体	-	1,000kg	-	第二类		倍数:	-	酸化りん	-	100kg	-	赤りん	-	100kg	-	硫黄	-	100kg	-	鉄粉	-	500kg	-	第一種可燃性固体	-	100kg	-	第二種可燃性固体	-	500kg	-	引火性固体	-	1,000kg	-	第三類		倍数:	-	カリウム	-	10kg	-	ナトリウム	-	10kg	-	アルキルアルミニウム	-	10kg	-	アルキルリチウム	-	10kg	-	黄りん	-	20kg	-	第一種自然発火性物質および禁水性物質	-	10kg	-	第二種自然発火性物質および禁水性物質	-	50kg	-	第三種自然発火性物質および禁水性物質	-	300kg	-	第四類		倍数:	0.1294	特殊引火物	-	50L	-	第一石油類 非水溶性液体	23.724L	200L	0.1186	第二石油類 水溶性液体	3.050L	400L	0.0076	アルコール類	1.000L	400L	0.0025	第三石油類 非水溶性液体	0.442L	1,000L	0.0004	第四石油類 水溶性液体	0.500L	2,000L	0.0003	第五石油類 非水溶性液体	-	2,000L	-	第六石油類 水溶性液体	-	4,000L	-	第七石油類	-	6,000L	-	動植物油類	-	10,000L	-	第五類		倍数:	-	第一種自己反応性物質	-	10kg	-	第二種自己反応性物質	-	100kg	-	第六類		倍数:	-	酸化性液体	-	300kg	-
法規	貯蔵量	指定数量	倍数																																																																																																																																																							
第一類		倍数:	-																																																																																																																																																							
第一種酸化性固体	-	50kg	-																																																																																																																																																							
第二種酸化性固体	-	300kg	-																																																																																																																																																							
第三種酸化性固体	-	1,000kg	-																																																																																																																																																							
第二类		倍数:	-																																																																																																																																																							
酸化りん	-	100kg	-																																																																																																																																																							
赤りん	-	100kg	-																																																																																																																																																							
硫黄	-	100kg	-																																																																																																																																																							
鉄粉	-	500kg	-																																																																																																																																																							
第一種可燃性固体	-	100kg	-																																																																																																																																																							
第二種可燃性固体	-	500kg	-																																																																																																																																																							
引火性固体	-	1,000kg	-																																																																																																																																																							
第三類		倍数:	-																																																																																																																																																							
カリウム	-	10kg	-																																																																																																																																																							
ナトリウム	-	10kg	-																																																																																																																																																							
アルキルアルミニウム	-	10kg	-																																																																																																																																																							
アルキルリチウム	-	10kg	-																																																																																																																																																							
黄りん	-	20kg	-																																																																																																																																																							
第一種自然発火性物質および禁水性物質	-	10kg	-																																																																																																																																																							
第二種自然発火性物質および禁水性物質	-	50kg	-																																																																																																																																																							
第三種自然発火性物質および禁水性物質	-	300kg	-																																																																																																																																																							
第四類		倍数:	0.1294																																																																																																																																																							
特殊引火物	-	50L	-																																																																																																																																																							
第一石油類 非水溶性液体	23.724L	200L	0.1186																																																																																																																																																							
第二石油類 水溶性液体	3.050L	400L	0.0076																																																																																																																																																							
アルコール類	1.000L	400L	0.0025																																																																																																																																																							
第三石油類 非水溶性液体	0.442L	1,000L	0.0004																																																																																																																																																							
第四石油類 水溶性液体	0.500L	2,000L	0.0003																																																																																																																																																							
第五石油類 非水溶性液体	-	2,000L	-																																																																																																																																																							
第六石油類 水溶性液体	-	4,000L	-																																																																																																																																																							
第七石油類	-	6,000L	-																																																																																																																																																							
動植物油類	-	10,000L	-																																																																																																																																																							
第五類		倍数:	-																																																																																																																																																							
第一種自己反応性物質	-	10kg	-																																																																																																																																																							
第二種自己反応性物質	-	100kg	-																																																																																																																																																							
第六類		倍数:	-																																																																																																																																																							
酸化性液体	-	300kg	-																																																																																																																																																							
[41]	消火器および消火設備は、直ちに使用できる状態になっていますか。	<p>(選択肢)</p> <p>①はい</p> <p>②いいえ</p>																																																																																																																																																								
[42]	地震対策として、保管庫の耐震固定や薬品瓶の転倒防止対策を行っていますか。	<p>(選択肢)</p> <p>①はい</p> <p>②いいえ</p>																																																																																																																																																								